

平成 28 年 8 月 31 日

各団体代表者 様

兵庫労働局雇用環境・均等部長
兵庫労働局労働基準部長
兵庫労働局職業安定部長

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知のお願い

労働基準行政及び職業安定行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金の引上げについては、平成 28 年 7 月 28 日に中央最低賃金審議会が示した答申において、引上げ額の目安が全国加重平均で昨年を 6 円上回る 24 円、引上げ率に換算して 3 % という結果でとりまとめられ、平成 28 年 8 月 5 日に兵庫県最低賃金審議会において、平成 28 年兵庫県最低賃金については現在の時間額 794 円から 25 円引き上げ、時間額 819 円に改正する旨の答申が行われました。

中央最低賃金審議会の答申においては、政府に対して「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと」が強く要望され、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）においても、「最低賃金の引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされているところです。

これらを踏まえ、平成 28 年 8 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度第二次補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）及びキャリアアップ助成金について、助成額等の拡充等を盛り込むとともに、申請手続の簡素化等に関する運用の見直しを行ったところです（平成 28 年度第二次補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となります。）。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体・会員等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配意をいただければ誠に幸いに存じます。御多用のところ恐縮ではございますが、各助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

短時間労働者の就業促進のための支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～

就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、**短時間労働者の賃金上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすこと**を通じ、人材確保を図る意欲的な事業主を支援します。

※ 「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度（平成28年4月から）

① 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合 1人当たり 20万円（15万円）

平成28年10月から「② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）」が拡充されます

※ 本年10月以降の変更内容については、現時点における予定です。

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- 短時間労働者の週所定労働時間を**5時間以上延長し社会保険に適用した場合**
1人当たり 20万円（15万円）

拡充

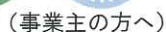
- ※ 本年10月から被用者保険の被保険者が501人以上の企業（適用拡大対象企業）を対象に被用者保険の適用拡大が実施され、適用となる労働者の週所定労働時間の要件が「週30時間以上」から「週20時間以上」に変更されます。
- ※ 今回の支給要件の変更により、引き続き適用拡大対象企業も利用することが可能となり、その他の企業でも対象労働者の範囲が広がり（週25時間以上週30時間未満も利用可）、より利用しやすくなります。
- ※ 具体的な対象労働者は、適用拡大対象企業の「週20時間未満の方」（週20時間以上の方で収入要件等により社会保険に適用していない場合を含む）、その他の企業（500人以下）の「週30時間未満の方」となります。
- ※ 適用拡大対象企業は、10月1日付の契約（適用）まで変更前の制度（週25時間未満から週30時間以上に延長し社会保険適用）を利用することができます。

- 上記① 賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

1時間以上：1人当たり 4万円（3万円）	2時間以上：1人当たり 8万円（6万円）
3時間以上：1人当たり12万円（9万円）	4時間以上：1人当たり16万円（12万円）

新規

- ※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（裏面の人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。
- ※ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。



非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

助成額 () は中小企業以外の額

- ◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充
 上記現行制度の助成額に
 1人当たり **14,250円（※18,000円）** を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
 1人当たり **7,600円（※9,600円）** を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
 伸び率が一定水準を超えている場合は**18,000円（9,600円）**を加算額として支給します。

（ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり**現時点ではあくまで予定**となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマー
の賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、**過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、**〇級：〇〇円、
〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。**

区分	金額(時給)
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

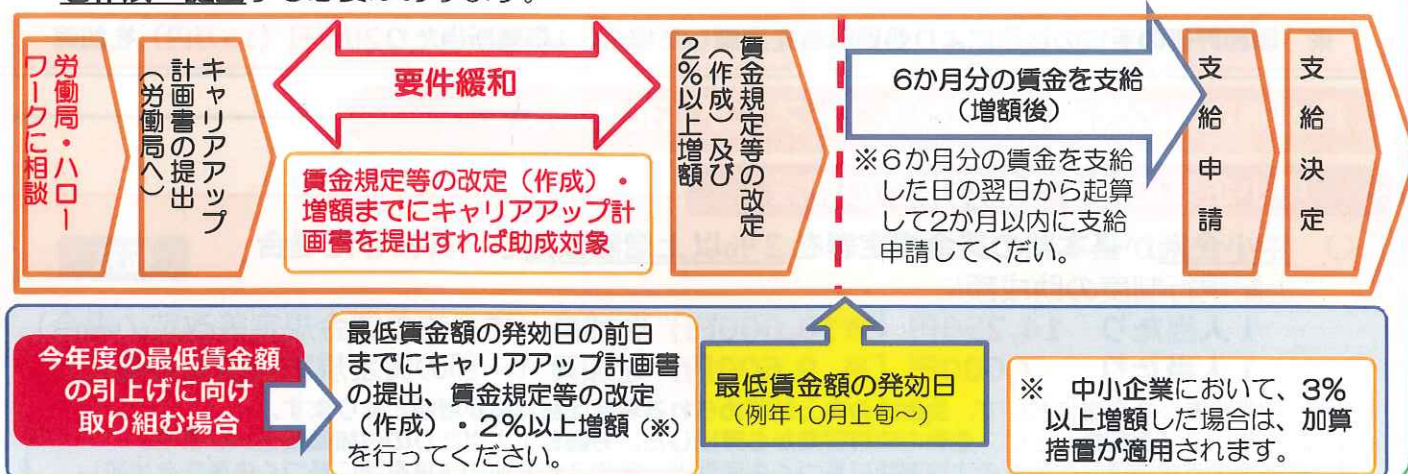
○ 賃金一覧表

対象者	金額(時給)
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です**（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

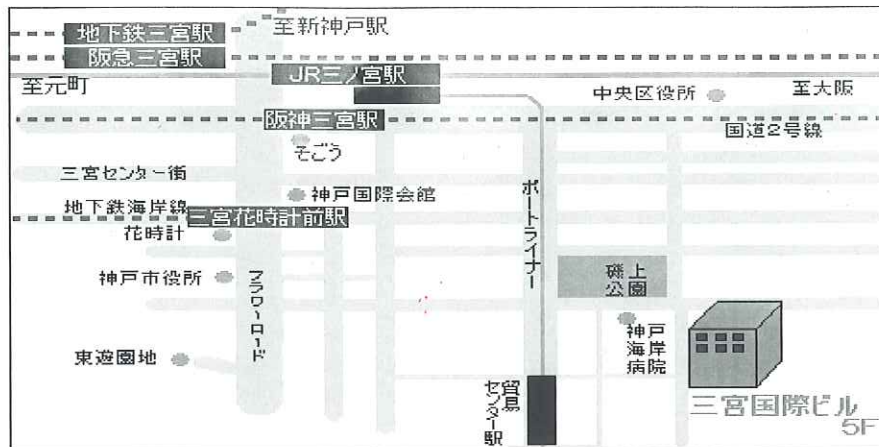
※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局職業安定部職業対策課）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階

コヨウシエン

電話 078-221-5440



*お車でのご越しの方は、ビル内駐車場（有料）及び近隣有料駐車場をご利用ください。

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10(※1) (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご注意いただきたい事項>

① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

〔ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。〕

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

お問い合わせ先

「兵庫県最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号：078-331-2045(代) フリーダイヤル：0120-340-580
〒650-0011 神戸市中央区下山手通町4-16-3 兵庫県民会館3階（兵庫県中小企業団体中央会内）

☆各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。

※ 厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談 検索

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、申請する事業場が所在する地域の労働局です。

【兵庫県労働局の担当部署】 雇用環境・均等部 企画課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 クリスタルタワービル15F 電話：078-367-0700

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

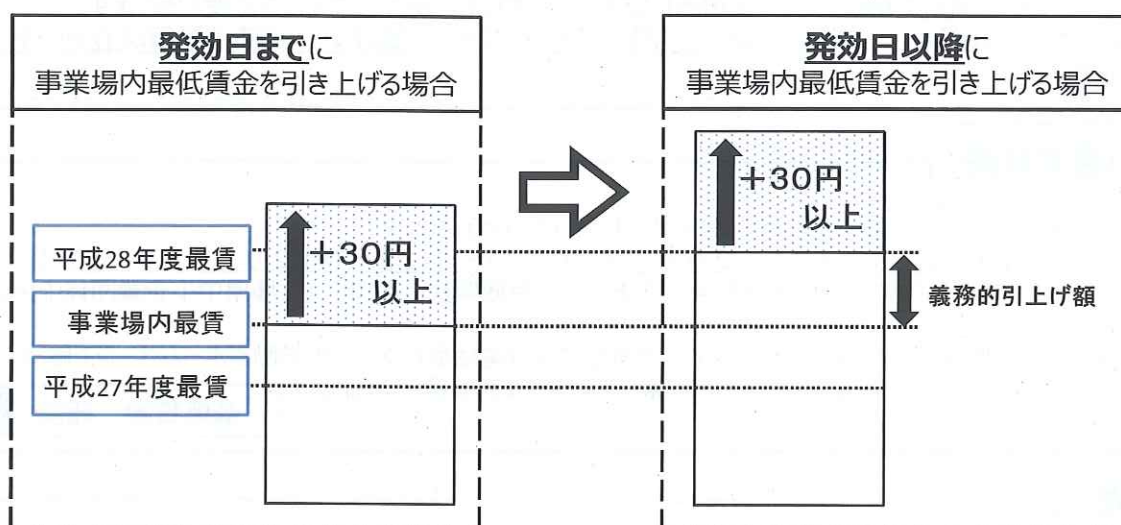
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	$\frac{7}{10}$ (※1) (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$ (※1)) (※1) 生産性要件を満たした場合には $\frac{3}{4}$ ($\frac{4}{5}$)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の のくご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
 ※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。
 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。